

[事案 23-206] 事実認定・損害賠償請求

・平成 24 年 2 月 9 日 不受理決定

<事案の概要>

下記①～⑤を求めて申立てがあったもの。

①逆ザヤを解消するために、契約転換を誘導した事実の認定、②クレーマー扱いされたことに関する事実認定と、面会による謝罪、③「保険金等の請求に関する特則の付加」手続をした際、請求書の日付を改ざんされた事実の認定、および誤った裏書日にされたことに関する原因究明、④一連の行為による経済的損失および精神的苦痛に対する賠償、⑤今後、不利益な取扱いをしない旨の確約および違反時の損害賠償の取り決め

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、裁定審査会とは、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、事実認定や原因究明それ自体を目的とする機関ではなく、保険会社に対し、謝罪や、確約、(損害賠償請求に対して異議を申し出ない旨の) 契約の締結を命じる機関ではなく、また、不法行為に基づく損害賠償それ自体を取り扱う機関でもないと判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項第 1 号、第 9 号に基づき、申立てを不受理とした。